

○財務省告示第三十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年一月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年二月七日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号
二	発行の根拠
三	法律及びその条項の適用等
四	発行方法
五	募入決定の方法

利付国庫債券（十年）（第二百八十二回、第二百八十三回、第二百八十六回、第二百八十七回、第二百九十回、第二百九十一回及び第二百九十二回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十回、第六十一回、第八十一回、第八十二回、第八十四回、第八十五回及び第八十六回）
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

十四 利 子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、式に、各支払期において、次の算式に、算出された金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五 償還金の期限

償還金の期限
償還金の期限
償還金の期限

(別表のとおり)
額面金額(円)
平成二十三年一月二十日付
日本証券業協会が発した
店頭売買参考統計値表に掲載

（利付） （第十回） （二年） （百九十九） （国庫債券）	（利付） （第十回） （二年） （百九十九） （国庫債券）	（利付） （第十回） （二年） （百九十九） （国庫債券）	（利付） （第十回） （二年） （百八十八） （国庫債券）	（利付） （第十回） （二年） （百八十八） （国庫債券）	（利付） （第十回） （二年） （百八十八） （国庫債券）	（利付） （第十回） （二年） （百八十八） （国庫債券）	名称及び記号
一・七%	一・三%	一・四%	一・九%	一・八%	一・八%	一・七%	利率（年）
平成二十三年三月十日	平成二十三年三月十日	平成二十三年三月十日	平成二十六年二月二十九日	平成二十六年二月二十九日	平成二十九年二月二十八日	平成二十九年二月二十八日	償還期限
二百七十二億円	五百八十六億円	四百十七億円	一千四百五十億円	百五十億円	二百一億円	十五億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 象 国債の 平均値
 元 利回り 日本銀行
 利 金支 された各発行対象国債の
 払 場所 日本銀行
 入 札参加 財務大臣から通知を受けた者
 者
 十九
 二十 払込期日 平成二十三年一月二十七日

（（利 第二付 八十国 十年庫 六）債 回）券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 五）債 回）券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 四）債 回）券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 二）債 回）券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 ）券 ）
二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 四 %
日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	十年平 日十成 二三月 月十七 二十七	日年平 九成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十五	十年平 日十成 二三月 月十二 二十四
三十 一億 円	五 億 円	十 九億 円	五 億 円	四 億 円	五 十九 億 円	五 十億 円